

別表

スペシャルアスリートサポート事業 補助対象経費・補助基準額・実績報告時の提出書類

費用	項目	補助対象経費	補助基準額	実績報告時の提出書類	備考
旅費	交通費	1 一般公共交通機関 (ＪＲ、私鉄、路線バス、フェリー、海外の場合航空機等)	1 実費相当額 (移動距離が片道100km以上の場合 は特急往復料金も含む)	1 交通機関又は旅行代理店が発行する領収書	1 一般公共交通機関の運賃については、自宅から会場までの運賃とする。 ※航空機の場合、ファースト、ビジネスクラス等の特別料金は補助対象外。
		2 タクシー	2 最寄駅から会場までのタクシー料金の実費	2 取り扱い業者が発行する領収書	2 最寄りの駅から会場まで相当の距離があり、荷物の運搬等タクシーを利用する必要があると認められる場合に限る。
	宿泊費	事業実施に伴う宿泊費	1人1泊国内 11,000円 海外 17,500円 (朝・夕食代を含む)を上限とする実費	宿泊施設等管理者の発行する領収書	
通信運搬費		競技用器具等の運搬費	1 事業につき60,000円以内	取扱い業者が発行する領収書	馬術、ボート、カヌー、セーリング、車いす陸上の各競技については、大型競技用具の運搬に係る経費について通信運搬費の限度額を越えることができる。
使用料及び賃借料		会場使用料 競技用器具・用具の使用料及び賃借料	使用料及び賃借料の実費	会場管理者等の発行する明細が記載された領収書	
需用費	消耗品費	競技用消耗品、事業実施に必要な消耗品費 <u>上限は右記参照</u> <u>但し、全事業で使用した消耗品費の上限とする</u>	補助金内示額の２０％を上限とする	取扱い業者が発行する明細が記載された領収書	ライフル射撃、自転車、フェンシング、セーリング、クレール射撃、アーチェリー、近代五種、車いす陸上の各競技については、競技用具に係る経費について消耗品費の上限を越えることができる。
大会参加費		大会に参加するための参加費	補助金内示額の２０％を上限とする	大会主催者が発行する領収書	馬術競技については、大会参加費の上限（補助金内示額の２０％）を超えることができる。
修繕費		競技用具等の修繕費	補助金内示額の１０％を上限とする	取扱い業者が発行する領収書	

※その他当該競技特有の競技力向上に係る経費は、審査の上、適正と認められるものを補助する。